

平成22年度 埼玉県最低賃金のお知らせ

埼玉県内で事業を営む使用者およびその事業場で働く全ての労働者に適用される「埼玉県最低賃金」、下記の特定の産業で事業を営む使用者およびその事業場で働く全ての労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」は次のようになっています。なお、埼玉県最低賃金よりも特定（産業別）最低賃金が優先します。

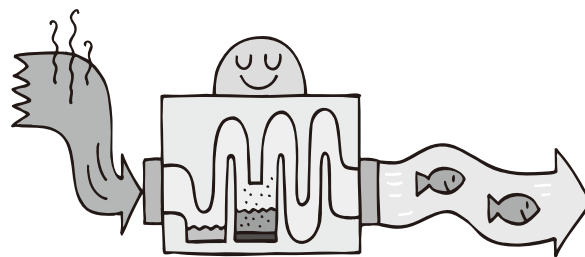
埼玉県最低賃金	時間額 750円	発効日 平成22年10月16日
---------	-------------	--------------------

特定（産業別）最低賃金	時間額	発効日
非鉄金属製造業	817円	平成22年12月9日
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	821円	
輸送用機械器具製造業	832円	
光学機械器具・レンズ、 時計・同部分品製造業	829円	
各種商品小売業	790円	
自動車小売業	831円	

問合せ 埼玉労働局賃金室 ☎048-600-6205

浄化槽の適正な管理をお願いします

浄化槽は、保守点検・清掃・法定検査という維持管理が適正に行われることによって、私たちの生活から排出された汚水を浄化して、きれいな水を川に流すことのできる装置です。浄化槽法では、定期的な保守点検・清掃のほかに、これらが適切に行われているかを検査するための法定検査の受検が義務づけられています。



法定検査を受検しない場合

指導・助言、勧告、改善命令がなされる場合があります。また、改善命令に従わないときは、罰則（30万円以下の過料）が科せられる場合があります。

問合せ 秩父環境管理事務所 ☎23-1511
町民生活課環境衛生担当 ☎62-1232